

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 3 項の規定により、次のとおり第五種共同漁業権の遊漁規則を認可した。

令和 8 年 9 月 16 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 漁業権者の名称及び住所

気仙川漁業協同組合

気仙郡住田町世田米字世田米駅 33 番地

2 漁業権の免許番号（河川名）

内共第 15 号（気仙川）

3 変更の概要

(1) 遊漁料（一般遊漁料）の額の増額及び遊漁料を優遇する高齢者の資格を限定

(2) 遊漁の方法において、「撒き餌」を制限及びあゆの「餌釣り」を削除